

# 秋田県立医療療育センター私物類洗濯業務委託契約書（案）

地方独立行政法人秋田県立療育機構 理事長 坂本 仁（以下「甲」という。）と  
(以下「乙」という。)とは、秋田県立医療  
療育センター私物類洗濯業務について次のとおり委託契約を締結する。

## （委託）

第1条 甲は、秋田県医療療育センター私物類洗濯業務（以下「委託業務」という。）を乙  
に委託し、乙は、これを受託する。

## （委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までと  
する。

## （委託料）

第3条 委託料は、次のとおりとする。

通常洗濯

1 ネット 円（うち消費税 円）

## （委託料の支払）

第4条 乙は、毎月の末日に、当該月の委託業務に関する実績報告書を甲に提出するものと  
する。

- 2 甲は、乙から前項による実績報告書を受理したときは、速やかに検査確認しなければな  
らない。
- 3 乙は、前項の検査に合格したときは、当該1ヶ月分の委託料を甲に請求するものとする。
- 4 甲は、乙から前項による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委  
託料を支払わなければならない。

## （契約保証金）

第5条 （地方独立行政法人秋田県立療育機構契約事務取扱規程 第28条または29条によ  
る）

(委託業務の処理方法)

第6条 乙は、別添「秋田県立医療療育センター私物類洗濯業務委託仕様書」及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託事務を処理するものとする。

(個人情報の安全管理等)

第7条 乙及び乙の従業員は、この契約による事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(調査等)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、隨時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(業務完了報告)

第10条 乙は、委託業務完了後速やかに、委託業務に関する業務完了報告を書面により、甲に行うものとする。

(解除等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第13条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　秋田市南ヶ丘一丁目1番2号  
地方独立行政法人　秋田県立療育機構  
理 事 長　　坂 本　仁

乙